

令和7年度補正予算 省エネ・非化石転換補助金（工場・事業場型）
（Ⅰ）工場・事業場型／（Ⅳ）エネルギー需要最適化型
「よくあるご質問」

＜補助金事業全般について＞

No.	質問	回答	公募要領
1	導入設備の処分制限期間はどのようにして調べることができますか。	処分制限期間とは、導入設備等の法定耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)に定める年数)の期間をいいます。電子政府の総合窓口 e-Govに掲載の減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)を参照してください。 (参考) https://laws.e-gov.go.jp/law/340M50000040015/	P.1
2	申請前に設備が故障してしまった場合は補助対象になりますか。	事業活動に供していない設備を更新する事業は対象外となります。 但し、天災その他の不可抗力により事業活動に供していない設備は対象となる可能性がありますのでSIIまでお問合せください。	P.14
3	別の補助金との併用は可能ですか。	本補助金と他の補助金等で、補助対象経費が重複する場合の併用は出来ません。ただし、地方公共団体の一般財源（地方税や地方交付税交付金など使途が特定されていない財源）により実施する補助金等との併用は可能です。この他、併用を認める補助金等がある場合にはS I Iのホームページ（よくあるご質問）に掲載します。判断に迷う場合は、S I I 及び地方公共団体に問い合わせをしてください。 税制優遇との併用可否については、税制担当窓口にお問い合わせください。なお、中小企業経営強化税制との併用は可能です。 本事業で申請している補助対象設備を、他の国庫補助金でも申請し、交付決定前に他の国庫補助金が交付された場合は、SIIに連絡し、その指示に従ってください。	P.14
4	大企業の申請要件である事業者クラス分けの評価はどのように確認すればよいですか。	大企業の申請要件である『Sクラス』は、資源エネルギー庁の「クラス分け評価結果（Sクラス）」のページで公開されている「令和7年定期報告（令和6年度実績）」で確認可能です。 『Aクラス』であることの確認方法は、社内のエネルギー管理者等にご確認ください。	P.15
5	個人事業主ですが、インターネットで青色申告をしたため、税務署の受領印がありません。どうすればよいですか。	電子申告（e-Tax）を行った場合は、国税電子申告・納税システムで確認できる受信結果（受信通知）を提出ください。その場合、受領印は不要です。	P.15
6	直近の決算において、債務超過となりました。申請できますか。	設備所有者が債務超過の場合、申請できません。 リースやESCOを活用した共同申請の場合、補助対象設備の所有者であるリース会社やESCO事業者が直近の年度決算において債務超過でなければ申請は可能です。	P.15
7	社会福祉法人、医療法人、学校法人、特定非営利活動法人(NPO法人)や中小企業団体等以外の協同組合は申請できますか。	社会福祉法人、医療法人、学校法人、特定非営利活動法人(NPO法人)や中小企業団体等以外の協同組合等も申請可能です。 従業員数が300人以下の場合は、公募要領に定める企業体の＜その他中小企業者等(会社法上の会社以外)＞に該当します。従業員数が300人を超える場合は、公募要領に定める企業体の【その他】に該当します。 中小企業団体等に該当する場合は、設立の認可証を提出する必要があります。	P.18
8	共同申請者(リース会社)からの「レンタル」契約でも申請可能ですか。	レンタル契約での申請はできません。	P.22

令和7年度補正予算 省エネ・非化石転換補助金（工場・事業場型）

（Ⅰ）工場・事業場型／（Ⅳ）エネルギー需要最適化型

《よくあるご質問》

＜補助金事業全般について＞

No.	質問	回答	公募要領
9	ギランティード・セイビングス契約を締結する予定のESCO事業者との共同申請はできますか。	ギランティード・セイビングス契約のESCO事業者は、共同申請者とはなりません。 ギランティード・セイビングス契約の場合、設備使用者自身が資金調達及び設備の所有を行うため、設備使用者の単独での申請となり、ESCO事業者と共同で申請する必要はありません。	P.20
10	リース会社との共同申請の場合、割賦契約での申請はできますか。	割賦契約と判断される場合は、申請できません。 またその他、残価設定付リース、購入選択権付きリース、転リースも同様に申請できません。	P.20
11	ESCO（エネルギーサービス含む）を活用した事業計画において、実施期間中（交付決定から実績報告の間）に、設備の所有権がESCO事業者からリース事業者へ移転するスキーム（セール&リースバック）は認められますか。	ESCO事業者の関与により事業実施の確実性が担保されると判断される場合は、対象事業として認められます。 具体的には、ESCO事業者が設備販売会社等と工事請負契約を締結し、設備設置後にESCO事業の適切な実施を担保したうえで、リース会社へ所有権を移転させるスキーム（セール&リースバック）も対象となります。 ただし、契約形態や経費の流れに基づき個別に判断いたしますので、本スキームを検討される際は事前にSIIへご相談ください。	P.20
12	リース契約期間の制約はありますか。	リース契約期間については以下を満たしているか確認してください。 ・補助対象設備を処分制限期間の間、使用することを前提とした契約であること。 ・1事業で複数の補助対象設備を導入する場合は、当該設備の中で最長となる処分制限期間、使用することを前提とした契約であること。 ・最長の処分制限期間を下回る契約期間の場合は、再リースが選択できる契約であること。	P.20
13	リース契約終了後に無償譲渡する内容を含んだ、所有権移転付リースとして申請できますか。	処分制限期間内に所有権移転される契約での申請はできません。処分制限期間後に所有権が移転される契約であれば申請可能です。	P.20
14	ESCO契約期間の制約はありますか。	最長の処分制限期間を下回るESCO契約は申請不可となります。	P.20
15	ESCO契約終了後に無償譲渡する内容を含んだ契約でも申請できますか。	処分制限期間内に所有権移転される契約での申請はできません。処分制限期間後に所有権が移転される契約であれば申請可能です。	P.20
16	公募型ESCOにおいて、必ずしも3者見積が課されないとはどういう場合でしょうか。	公募型ESCOにおける構成員の中に、工事施工会社や設備販売事業者が入っている、もしくは、公募型ESCOの提案時に設備が特定されていて、販売経路が1つしかない場合、必ずしも3者見積は必要ありません。ESCO事業者またはリース会社宛ての1者分の見積書をご提出ください。	P.20
17	自社所有でない建物等に設備を設置する場合、申請できますか。	申請可能ですが、建物の所有者の承諾書(設備設置承諾書)の提出が必要です。「処分制限される設備を、設備の持ち主が事業所内に設置すること」を、建物の所有者が承諾する書類を提出してください。	P.21

令和7年度補正予算 省エネ・非化石転換補助金（工場・事業場型）
（Ⅰ）工場・事業場型／（Ⅳ）エネルギー需要最適化型
「よくあるご質問」

＜補助金事業全般について＞

No.	質問	回答	公募要領
18	賃貸ししている建物の設備を更新したいのですが、申請できますか。	建物の所有者が補助対象設備の設置を行い、かつエネルギー管理をしている場合において、店子とその補助対象設備を使用する場合は、建物の所有者が単独で申請可能です。その場合、店子との契約書等の写しも提出してください。	P.21
19	GX要件は(Ⅳ)エネルギー需要最適化型には適用されませんか。	されません。 補助事業者へのGX要件が適用されるのは、（Ⅰ）工場・事業場型のみです。	P.22
20	GX要件のGX推進への取組に関する要件について、CO2排出量が20万t未満の民間企業又は中小企業と記載がありますが、みなし大企業は中小企業に含まれますか。	含まれます。	P.22
21	補助金申請以降、新たに特定事業者等に指定された場合も、省エネ法定報告情報の開示制度に係る要件を満たす必要がありますか。	補助金申請以降、新たに特定事業者等に指定された事業者についても、省エネ法定報告情報の開示制度への参加及び開示シートの公表が要件となります。 E E G Sが使用可能になり次第開示制度への参加を宣言し、参加したことが分かる資料を提出してください。	P.24
22	建物登記が異なる建物が複数あり、設備のエネルギー管理を一体で行っている場合、1つにまとめて申請できますか。	エネルギーを一元管理しているということであれば、1つにまとめて申請とすることは可能です。審査の過程でヒアリングや説明資料の提出等を求める場合があります。	P.25
23	「エネルギー管理を一体で行っている事業所」とはどのような状態のことでしょうか。	「エネルギー管理を一体で行っている」とは、事業所で使用する全てのエネルギーを一元的に管理し、エネルギー使用量やコストを正確に把握していることを指します。原則、「エネルギー管理を一体で行う事業所単位」で申請してください。省エネ法に基づき、定期報告書を提出している場合は、定期報告書内の事業所単位で申請してください。	P.25
24	事業所の敷地内に事務所棟があります。製造工場の工程に関わらない建物のため、エネルギー管理外として申請できますか。	事業所のエネルギー管理を事務所棟を含めた一体で行っている場合は、事務所棟も含めた申請としてください。	P.25
25	複数事業者の連携事業について具体的に教えてください。	複数事業者で実施する、工場・事業場間一体省エネルギー事業のことを指します。本事業では、（Ⅰ）工場・事業場型において、申請することができます。	P.26
26	サプライチェーン連携枠で、連携事業の申請は可能ですか。	サプライチェーン連携枠で連携事業の申請は不可となります。	P.30

令和7年度補正予算 省エネ・非化石転換補助金（工場・事業場型）
（Ⅰ）工場・事業場型／（Ⅳ）エネルギー需要最適化型
「よくあるご質問」

＜補助金事業全般について＞

No.	質問	回答	公募要領
27	交付申請時に設定する裕度とはなんですか。	裕度とは、成果報告時の省エネルギー量が交付申請時の計画省エネルギー量を達成するための安全率として設定するものです。	P.33
28	裕度を設定しても、成果報告において行う補正計算はできますか。	成果報告において、補正計算には適用条件があります。	P.33
29	裕度を設定する際の数値に制限はありますか。	裕度の数値の設定は申請者の任意です。 なお、裕度を設定すると、計画省エネルギー量が減少するので、十分に検討したうえで、裕度の数値を設定してください。	P.34
30	補助対象となる(a)先進設備・システムの対象設備は何を見て確認することができますか。	「令和7年度補正予算 省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業」ホームページの「先進設備・システムの補助対象設備」から確認が可能です https://sii.or.jp/setsubi07r/	-
31	補助対象となる(c)指定設備の対象設備は何を見て確認することができますか。	「令和7年度補正予算 省エネルギー投資促進支援事業」ホームページの「(c)指定設備の補助対象設備」から確認が可能です https://sii.or.jp/setsubi07r/	-
32	予備の設備として導入したい場合は、申請できますか。	予備設備は申請できません。	P.45
33	中古品の購入でも申請できますか。	中古品は補助対象設備として認められないため、申請はできません。	P.45
34	バイオマスボイラを追加で設置して、既存ボイラ等のエネルギー使用量を低減する場合は対象になりますか。	バイオマスボイラを単に追加設置する場合は、プロセス改善とは見做せず、補助対象とはなりません。 既存設備を撤去してバイオマスボイラに更新する場合のみ補助対象となります。	－
35	既存ボイラにバイオマス燃料タンク等の追加工事は、補助対象事業に当たりますか？	バイオマス燃料タンク等の追加工事は、プロセス改善とは見做せず、補助対象にはなりません。 既存ボイラを撤去してバイオマスボイラに更新する場合のみ補助対象となります。	－
36	プロセス改善として申請が認められる事業はどのような事業ですか。	プロセス全体としてエネルギー使用量を削減することを目的に、既存設備のボイラ等と併用して新たな高効率設備のヒートポンプ又はコージェネレーションを導入する事業です。	－
37	導入設備区分(Ⅰ)工場・事業場型において、導入する設備の能力・出力が、置き換える前の旧設備の能力・出力を超えてもよいですか。	その能力・出力が必要となる合理的な理由を説明するとともに、設備置き換え前後の稼働条件を明示し、当該条件を考慮した使用エネルギー量が、置き換え後に削減されていれば、設備の能力・出力の増加を認められる場合もあります。	P.45
38	省エネルギー効果の要件である、エネルギー消費原単位改善率とは何ですか。	エネルギー消費原単位とは、生産量当たりのエネルギー消費量のことです。例えば製造業においては、所定の量の製品を製造するのに必要なエネルギー量等を指します。 エネルギー消費原単位改善率は、事業実施前後で、この原単位が改善した割合をパーセントで表したものです。	P.46

令和7年度補正予算 省エネ・非化石転換補助金（工場・事業場型）
（Ⅰ）工場・事業場型／（Ⅳ）エネルギー需要最適化型
「よくあるご質問」

＜補助金事業全般について＞

No.	質問	回答	公募要領
39	再生可能エネルギーを活用した設備は補助対象となりますか。	非化石燃料を使用する設備を対象としており、燃料消費を伴わない太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱を利用した設備は補助対象となりません。	P.63
40	郵送での発送では間に合わない場合、SIIへの持ち込みやバイク便等でも受け付けてもらえますか。	郵送以外の提出は承っておりません。必ず配送状況が確認できる手段(簡易書留等)で提出してください。	P.69
41	交付申請の方法を教えてください。	①SIIホームページにてアカウント登録します。 ②電子メールで補助事業ポータルアカウント情報(ユーザ名)を取得し、パスワードを設定してください。 ③当該アカウント情報を用いて補助事業ポータルにログインを行い、必要事項を入力して申請書類を作成してください。 ④全ての提出書類を揃えて、一般社団法人環境共創イニシアチブ宛に郵送してください。	P.69
42	書類の到着は確認できますか。	到着状況についての個別の問い合わせは受け付けできません。郵送時の配達記録で追跡していただくか、補助事業ポータルのステータスでご確認ください。	P.75
43	不採択となった場合、交付申請書は返却されますか。	申請書類は返却しておりません。	P.75
44	本補助金は、政治資金規正法に定められた政治活動に関する寄附制限(第22条の3第1項)の対象になりますか。	本補助金は適用除外であり、対象とはなりません。	－
45	1事業者あたりの申請数に上限はありますか。	1事業者あたりの申請数の上限はありません。 ただし、原則、エネルギー管理を一体で行う事業所単位で申請してください。	-
46	非化石燃料が無い場合でも、申請可能ですか。	申請可能です。 化石燃料での省エネルギー量、省エネルギー率で要件を満たしてください。	-
47	申請書類提出後に代表者が変更になる予定ですが、現時点での「商業登記簿謄本」(原本)を提出してよいですか。	申請書の提出時点の代表者の方で申請し、その時点での「商業登記簿謄本」を提出してください。代表者が変わった際に「申請者情報変更届」と法務局より入手した代表者が変更された登記簿謄本を速やかに提出してください。 ※登記官印を押印した登記簿謄本を提出できない場合は、オンラインサービス「登記情報提供サービス」より入手するPDFの提出も可能です。	P.76
48	交付決定前に代表者、事業者名、または住所が変更となる場合に何か手続きが必要ですか。	「申請者情報変更届」の提出が必要となります。 変更の可能性が生じた場合は、あらかじめSIIに連絡し、その指示に従ってください。	P.76

令和7年度補正予算 省エネ・非化石転換補助金（工場・事業場型）
（Ⅰ）工場・事業場型／（Ⅳ）エネルギー需要最適化型
「よくあるご質問」

＜補助金事業全般について＞

No.	質問	回答	公募要領
49	交付決定前に発注してしまいましたが補助対象になりますか。	交付決定前に既に契約・発注等を行った場合は補助対象となりません。	P.85
50	交付決定はどのようにして確認できますか。	採択事業者に対し、交付決定通知書をもって、補助金の交付決定を通知します。また、交付決定の内容はSIIのホームページで公開されます。	P.80
51	事業内容に変更等が発生した場合はどのような手続きが必要ですか。	事業の実施中に事業内容の変更の可能性が生じた場合は、あらかじめSIIに連絡し、その指示に従ってください。	P.85
52	（Ⅰ）工場・事業場型で申請する場合、競争見積は、1者でもよいですか。	競争入札等によることが困難又は不適當である場合(導入設備が（特許技術を含む等の）カスタム製品であり、販売会社が1者しか存在しない場合など)を除き、原則3者以上の競争により決定してください。	P.85
53	契約、発注等はいつから可能ですか。	補助事業に係る契約、発注等は必ず交付決定後に行ってください。交付決定前に契約、発注等を行った場合は補助金の交付の対象となりません。	P.85
54	交付決定後に導入する設備を変更してもよいですか。	交付決定前に3者見積もりを取得している場合、導入する設備の変更は、原則認めておりません。やむを得ない事情がある場合は事前にSIIにご相談ください。	-
55	中間報告とは何をすればよいですか。	中間報告とはSIIが別に定める期日までに、以下の手続きを行うことです。 ・着工前写真の提出 ・補助金振込口座の登録 詳しくは、交付決定後に公開される事務取扱説明書をご確認ください。	P.86
56	補助金の振込先は、導入予定設備の使用者ですか。もしくは所有者ですか。	設備の所有者として、補助対象経費を直接負担する事業者が補助金受取事業者となります。 例えばリースを活用した共同申請の場合、リース事業者が補助金の振込先となります。	-
57	受け取った補助金は課税対象になりますか。	補助金の会計上の処理については、税理士、公認会計士、もしくは税務署にご確認ください。	-
58	補助金受給後に会社が廃業(または解散)する場合、補助金は返還しなければならないのですか。	会社を廃業(または解散)する場合、補助金の返還が発生する場合があります。詳しい内容を事前にSIIまでご連絡ください。	-
59	調達先等への支払いは手形で支払ってもよいですか。	手形での支払いは認められません。支払い条件は金融機関による振込としてください。(割賦払いや手形払い等は不可)	P.86
60	見積書を作成する際、値引きはどのように記載したらよいですか。	設計費・設備費・工事費のうち、どの費目の値引きであるか明示してください。	-

令和7年度補正予算 省エネ・非化石転換補助金（工場・事業場型）
（Ⅰ）工場・事業場型／（Ⅳ）エネルギー需要最適化型
「よくあるご質問」

＜補助金事業全般について＞

No.	質問	回答	公募要領
61	(Ⅰ)工場・事業場型で、燃料供給設備（LNGサテライト、都市ガス配管等）は補助対象となりますか。	ボイラやコージェネレーションシステム等を補助対象設備として導入する事業において、補助対象設備の専用設備と見なせる場合は、補助対象となります。	-
62	過去の事業にて採択された申請の省エネ量や、省エネ率は公開されていますか。	事業トップページの過去の事業欄にリンクが設けられている事業については、募集次区分・事業区分・設備区分ごとの平均省エネ量や、平均省エネ率等が公開されております。	-
63	申請実績の有無は、本事業の採択評価に影響しますか。	過去の申請実績は影響いたしません。が、公募要領P.78に記載の通り、交付申請額の合計額が予算額を超える場合は、公募予算額の範囲でなるべく多くの事業者、事業分野を採択する観点から、事業者、類似案件の絞り込みを行うことはございます。	P.78
64	指定設備の更新においては、①～③（①省エネ率：10%以上 ②省エネ量：1kl以上、③経費当たり省エネ量：1kl/千万円以上）のいずれかを満たすこととなっているが、これは指定設備の設備区分ごとに満たす必要がありますか。	指定設備の設備区分ごとに満たす必要がございます。指定設備の設備区分は公募要領P44に記載がございます。	P.44
65	一般枠・中小企業投資促進枠・サプライチェーン連携枠において、対象設備が指定設備のみである場合、同じ設備を2台以上更新する事業についても対象となりますか。	複数の指定設備を更新する事業に該当するため、対象となります。	P.46